

令和6年（ソラ）第 号 佐賀空港自衛隊駐屯地建設工事差止仮処分命令申立却
下決定に対する即時抗告申立事件

抗告人 古賀初次 外

相手方 国

即時抗告理由書

2024（令和6）年4月15日

福岡高等裁判所 御中

抗告人ら代理人弁護士 東 島 浩 幸

同 弁護士 椛 島 敏 雅

同 弁護士 池 上 遊

同 弁護士 池 永 修

同 弁護士 服 部 友 祐

外

第1 はじめに

原決定は、本件土地に係る「漁業補償」や「配分」について、極めて浅薄・素朴な理解を元に、抗告人らの本件各土地に対する共有持分権を否定した。

また、「具体的危険」という語について同様の理解を元に、抗告人らの人格権侵害を否定した。

以下、原決定の誤りについて詳述する。

第2 抗告人らが本件各土地の共有持分権を有すること

- 1 「昭和63年売買は国造干拓により消滅した南川副漁協の漁業権に対する漁業補償そのものとして行われたものと理解するのが相当」との判示の誤り（原決定第3の1(1)ア(7)（16～17頁））

(1) 原決定の判示

原決定は、「昭和38年申し合わせは、佐賀県知事と南川副漁協との間で、『国造干拓建設事業に伴う漁業補償の締結に当たって南川副漁業協同組合の漁業権者の入植増反希望者に対して国造干拓の農地60ヘクタールを配分すること』を合意するものであったと認められる」と判示し、かつ、「昭和63年売買の位置づけ」について「昭和63年売買は、昭和38年申し合わせの合意内容の履行として行われたものとするのが相当である」（原決定・16頁）と正しく判示した。

ところが、原決定は、「昭和38年申し合わせに基づく造成地の配分の性質」について、一転して、「昭和63年売買は国造干拓により消滅した南川副漁協の漁業権に対する漁業補償そのものとして行われたものと理解するのが相当」

（原決定・16～17頁）などと判示し、最高裁平成元年7月13日第一小法廷判決の論理にしたがって、「本件においても、漁業補償として行われた昭和63年売買の目的物である国造干拓60ヘクタールの土地は、第一次的には南川副漁協に帰属していたと考えるのが自然であり、昭和63年売買により本件土地の所有権を取得したのは南川副漁協であることを推認させる」（原決定・17頁）などと判示した。

(2) 原決定の誤り

しかしながら、このような原決定の判示は、「昭和38年申し合わせに基づく造成地の配分の性質」の意味内容や、最高裁平成元年7月13日第一小法廷判決の射程を規定する「漁業補償」の意味内容を誤解し、上記のような理由齟齬ともいふべき矛盾した判断を導いている。

また、原審は、本件における漁業補償の内容を確定するため、抗告人らが相手方に提出を求めていた漁業補償契約書等の客観的かつ最重要の資料について、相手方が理不尽にも提出を拒否している状況にあったにもかかわらず、これについて何らの訴訟指揮も発動することなく上記のような判断に至っているの

あり、明らかな審理不尽がある。

(3) 「昭和38年申し合わせに基づく造成地の配分の性質」について

ア はじめに

昭和38年申し合わせは、原決定も正しく認定しているように、「佐賀県知事と南川副漁協との間で、『国造干拓建設事業に伴う漁業補償の締結に当たって南川副漁業協同組合の漁業権者の入植増反希望者に対して国造干拓の農地60ヘクタールを配分すること』を合意するもの」である。

ここで合意された「配分」を受ける主体は、読んで字の如く「南川副漁業協同組合の漁業権者の入植増反希望者」という個々人であり、南川副漁協ではない。

原決定の最大の誤解は、このような土地の配分の性質や、「漁業補償」の意味内容を法的に分析しようとすることなく、昭和38年申し合わせに基づく土地の配分を安易に「漁業補償」の概念に包摂させてしまったことにある。

イ 本件における漁業補償の法的位置付けと意味内容について

(ア) 公有水面埋立法に基づく漁業補償の法的位置付けと意味内容

公有水面埋立法は、第4条において、「都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者アルトキハ第一項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ス」(3項柱書)「其ノ公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者埋立ニ同意シタルトキ」(3項1号)と定めるとともに、第6条において、「埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ第四条第三項ノ権利ヲ有スル者ニ対シ其ノ損害ノ補償ヲ為シ又ハ其ノ損害ノ防止ノ施設ヲ為スヘシ」(1項)と定めている。

そのため、公有水面の埋め立ての許可を受けた者は、「漁業権者及入漁権者」に対して「損害ノ補償」すなわち漁業補償を行うこととなるが、公有水面埋立法第6条は、「漁業権者及入漁権者ノ前項ノ規定ニ依ル補償ヲ受クル

権利ハ共同シテ之ヲ有スルモノトス」(2項)と定めていることから、同法6条1項の漁業補償を受ける権利は漁業協同組合に帰属することとなる。

この漁業補償については、『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱』(昭和37年6月閣議決定)の線に即して行われる(甲95、甲96・59頁)ところ、同要綱が定める算定式にしたがって、具体的な補償額が算定されることとなる(甲96・164～165頁参照)。

このようにして客観的に算出された「損害ノ補償」が、いわゆる「漁業補償」である。

原決定が引用する最高裁平成元年7月13日第一小法廷判決は、このような漁業協同組合の有する漁業権の消滅に対して行われる漁業補償が、第一次的に漁業協同組合に帰属し、その後に組合員への配分が予定されていることを判示したものに過ぎない。

(イ) 損失補償とは別個に採られる生活再建措置

他方で、このような「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づいて算出される補償は、あくまで財産的損害の補償にとどまり、かつ、「正当な補償」(憲法29条3項)とは判例上「その当時の経済状態において成立することを考えられる価格に基づき、合理的に算出された相当な額をいう」と解されている(最大判昭和28年12月23日民集7巻13号1523頁、判例時報18号3頁参照)ことから、財産権の補償のみでは従前の生活水準を維持し得ない者が生じ得るため、いわゆる「生活権補償」の要否について、古くから議論されてきたところである(甲97・20～23頁参照)。

とりわけ、上記のように、公有水面埋立法に基づく漁業補償などは、法律上「補償ヲ受クル権利ハ共同シテ之ヲ有スル」(公有水面埋立法6条2項)と定められており、漁業者個人への補償がなされないことから、漁協に対

する損失補償の配分のみでは、漁業者個々人が従前の生活を維持できない事態が想定される。

このような問題に関して、上記の「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」と合わせて策定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」（昭和37年6月29日閣議了解）（甲98）では、「この要綱に基づき補償が適正に行なわれるならば、いわゆる『生活権補償』のような補償項目を別に設ける必要は認められ」ないとしつつも、「公共の利益となる事業の施行に伴い生活の基礎を失うこととなる者がある場合には、必要により、生活再建のため土地又は建物の取得のあつせん及び職業の紹介又は指導の措置を講ずるよう努めるものとする」とされている。

また、水源地対策特別措置法8条や公共用地の取得に関する特別措置法46条などの個別の立法措置によって、生活再建措置に関する規定が置かれているところである（甲97・22頁参照）。

このような生活再建措置の法的位置づけが争われた、いわゆる「徳山ダム事件」において、岐阜地裁は、「憲法二九条三項にいう正当な補償とは、公共のために特定の私有財産を収用または使用されることによる損失補償であり、それはあらゆる意味で完全な補償を意味するものではなく、当該収用または使用を必要とする目的に照らし、社会的経済的見地から合理的と判断される程度の補償をいうと解すべきであり、本件において、ダム建設に伴い生活の基礎を失うことになる者についての補償も公共用地の取得に伴う一般の損失補償の場合と異ならず、あくまでも財産権の保障に由来する財産的損失に対する補償、すなわちその基本は金銭補償であり、本来これをもつて右にいう合理的な補償というべきであり、かつ、これをもつて足りるところ、これのみでは、財産権上の損失以外の社会的摩擦、生活上の不安も考えられるため、前記水特法の諸規定により、これらを緩和ないし軽減する配慮に出て、財産上の損失、補償とは別にとくに水特法八条において、生活再建措置

のあつせん規定を定めたものであり、要するに右規定は関係住民の福祉のため、補償とは別個に、これを補完する意味において採られる行政措置であるにすぎないと解すべきである。」(岐阜地判昭和55年2月25日判例時報966号22頁、判例タイムズ410号115頁)(甲99)と判示しており、水源地対策特別措置法8条に基づく生活再建措置は、「財産上の損失、補償」とは別個に採られる「行政措置」に過ぎないと解されている。

(ウ) 本件における漁業補償と「昭和38年申し合わせに基づく造成地の配分」

本件における漁業補償については、昭和38(1963)年3月28日、漁連臨時総会で同意の決議が行われ、漁業補償金は90,000,000円であった(甲44・57頁)とされており、「ただこの段階で漁業者に対する耕地の配分は未定で・・・国造干拓完成後の約束が取り付けられた」(同・同頁)とされている。

前者の「漁業補償金」「90,000,000円」が公有水面埋立法6条が定める「損害ノ補償」すなわち漁業補償であり、後者の「国造干拓完成後の約束」が昭和38年申し合わせである。

そして、「昭和38年申し合わせに基づく造成地の配分」について、昭和63年売買当時の佐賀県の担当者は、「七十五ヘクタールにつきましては、当時漁業補償を行ったほかに、ちょうど漁家のほうの生活再建というような面もありまして、金額だけでは妥結できずに、干拓ができた場合に入植増反については優先的に、そういった七十五町歩については漁家に対して配慮するという約束がなされておったというふうに聞いております」、「正式に覚書等はないわけですが、とにかく配分のときには南川副と早津江漁協に対して七十五ヘクタール優先配分しなくてはいけないという申し継ぎだけが残っております」(甲41・78～79頁)などと説明しており、佐賀県知事も、「当時農林省は、非常に漁業補償に補償金が高くつくから、できた農地をやるようにせろという農地局長からの通達が来ました・・・従って、

農林省と相談をいたしまして、いろいろ6千万も8千万、あるいは9千万にして、そしてこういうような入植増反、あるいは漁場の拡張、こういうことも農林省と相談いたしましてやった」(甲42・69頁)「これは農林省からそのような通達もございますし、各県でも漁業補償金以外にこういうことはやられておることでございます。従いまして、1億五千万の要求に対しまして九千万で済むようにこういうことを考えた、口約をやったということでございます」(同・70頁)などと説明している。

このような佐賀県の担当者や知事の説明からも明らかなように、「昭和38年申し合わせに基づく造成地の配分」は、9千万円の漁業補償とは別に、「漁家のほうの生活再建」を目的として、「干拓ができた場合に入植増反については優先的に・・・漁家に対して配慮」し「優先配分しなければならない」というものだったことは明らかである。

これは、とりもなおさず、上記の「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」(甲98)が、「公共の利益となる事業の施行に伴い生活の基礎を失うこととなる者がある場合には、必要により、生活再建のため土地又は建物の取得のあつせん及び職業の紹介又は指導の措置を講ずるよう努めるものとする」としていたことを実践したものに他ならず、そしてこのような生活再建措置の法的性質は、漁業補償とは別個に、個々の漁業者(入植増反希望者)に対して採られた「行政措置」に過ぎないのである。

(エ) 上記のような理解は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(甲95)の第6条において、損失の補償は原則として金銭をもってするものとし、例外的に「金銭に代えて土地…の提供」を行うよう努めるものとしてされているが、「金銭とともに土地を提供」することは含まれていないこととも整合しているものである(なお、この「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」第6条の補償は「替地補償」と呼ばれるもので、損失補償それ自体を金銭ではなく土地等の現物で行う補償方法である。上記の生活再建措置

としての土地等の取得のあっせんとは全く性質が異なるものであるので、混同しないよう留意されたい。)

(4) 小括

ア 以上のような「昭和38年申し合わせに基づく造成地の配分の性質」にもかかわらず、原決定は、「昭和63年売買は、昭和38年申し合わせの合意内容の履行として行われたものと考えるのが相当である」と判示しながら、一転して、「昭和63年売買は国造干拓により消滅した南川副漁協の漁業権に対する漁業補償そのものとして行われたものと理解するのが相当」などと判示するとともに、最高裁平成元年7月13日第一小法廷判決を援用して「本件においても、漁業補償として行われた昭和63年売買の目的物である国造捌60ヘクタールの土地は、第一次的には南川副漁協に帰属していたと考えるのが自然であり、昭和63年売買により本件土地の所有権を取得したのは南川副漁協であることを推認させる」などと論じているのであって、「昭和38年申し合わせに基づく造成地の配分の性質」の意味内容や、最高裁平成元年7月13日第一小法廷判決の射程を規定する「漁業補償」の意味内容を誤って理解しているものと言わざるを得ない。

イ また、抗告人らは、原審の審理の冒頭から、上記の漁業補償の内容を明らかにするため、相手方に対して漁業補償契約の内容を明らかにするよう釈明を求めていたにもかかわらず(2023(令和5)年10月13日付け求釈明申立書)、相手方はこれに対して一切の回答を拒否していた(令和5年11月8日付け求釈明に対する回答)。このような相手方の対応にもかかわらず、原審は、相手方に対して何らの釈明を求めることなく原決定を下しており、この点ひとつをとっても、原審の審理不届は明らかである。

2 「『配分』という文言が、必ずしも個々の組合員に対して国造捌60ヘクタールの土地の共有持分権を帰属させることを意味すると考えることは困難と言わざるを得ない」との判示の誤り(原決定第3の1(1)ア(イ)(17~18頁))

(1) 原決定の判示

原決定は、昭和38年申合わせ等のいう「配分」の意味内容について、「昭和38年申合せ、昭和56年覚書、昭和60年協定書、本件協定書及び本件協議会の規約第2条からすれば、個々の組合員に対して国造搦60ヘクタールの土地を配分することが合意されていたと認められる」（原決定・17頁）と正しく判示した。

にもかかわらず、一転して、「しかしながら、そこにいう『配分』という言葉が、必ずしも個々の組合員に対して国造搦60ヘクタールの土地の共有持分権を帰属させることを意味すると考えることは困難と言わざるを得ない。漁業補償として土地を取得した場合、個々の組合員に対して当該土地の所有権を分配する方法だけでなく、当該土地を漁協等が一括管理して当該土地からの収益を個々の組合員に分配するという方法も漁業補償として合理的な手段と考えられるためである」（原決定・17～18頁）などと判示している。

(2) 原決定の誤り

しかしながら、このような原決定の判示は、原決定自身の判示と矛盾しているだけでなく、「配分」の法的な位置付けや意味内容を全く誤解しており、誤りである。

(3) 原決定の他の判示部分との論理矛盾

原決定も正しく判示しているように、昭和38年申合わせ等のいう「配分」とは、「個々の組合員に対して国造搦60ヘクタールの土地を配分すること」という意味内容であり、文理上、それ以外の解釈はあり得ない。

原決定が、「漁業補償として土地を取得した場合、個々の組合員に対して当該土地の所有権を分配する方法だけでなく、当該土地を漁協等が一括管理して当該土地からの収益を個々の組合員に分配するという方法も漁業補償として合理的な手段」などという理由によって、原決定自身が判示した「個々の組合員に対して・・・土地を配分すること」との認定や、「昭和63年売買は、昭和

38年申し合わせの合意内容の履行として行われたものとするのが相当である」との認定に反して、「昭和63年売買により本件土地を含む国造掘60ヘクタールの土地の所有権を取得したのは南川副漁協」（原決定・19～20頁）であるなどという結論を導いているのは、明らかな論理矛盾である。

(4) 昭和38年申合せにおける「配分」の法的な位置付けと意味内容

ア 原決定は、昭和38年申合せにおける「配分」の解釈についても、上記の「漁業補償」の理解と同様、法的意味合いを含んだ用語について、全く法的な観点からの分析を加えることなく、素人的、世俗的な用語として捉えているようである。しかし、すべからず行政が行う行為や昭和38年申合せのような法律行為には、法的根拠が存在しなければならないのであるが、原決定は、そのような法律家としての初歩的かつ基本的な法的解釈が全くできていない。

イ 昭和38年申合せについても、佐賀県が行政行為として行ったものであり、そこに含まれる「配分」との用語には、法的な位置付けや法的な意味内容が含まれている。

すなわち、本件土地は、相手方が、当時の土地改良法87条の2第1項2号（甲39の17頁、現在の同項1号）に基づく国営（佐賀県代行）土地改良事業として干拓造成した土地であるところ（乙26）、国営土地改良事業によって造成される埋立地又は干拓地は、事業の完了前に、地区ごとに土地配分計画が立てられ、土地の所有権を取得しようとする者からの配分申込を受けて、自作農として農業に精進する見込のあるものの中から適当と認められる者を選定し、配分がなされ（同法94条の8第1項ないし3項・甲40の23～24頁）、配分（通知書の交付）を受けた者は、土地改良事業の完了の期日に、配分を受けた埋立地又は干拓地の所有権を取得することになる（同法94条の8第4項前段）。

昭和38年申合せにおける「配分」も、このような土地改良法に基づく「配分」を意味しているものであり、そのことは、上記の佐賀県の担当者の、「干拓

ができた場合に入植増反については優先的に、そういった七十五町歩については漁家に対して配慮する」「配分のときには南川副と早津江漁協に対して七十五ヘクタール優先配分」する（甲41・78～79頁）といった説明や、昭和56年覚書当時の佐賀県の担当者の、「県が行う入植増反の選考部会の際に考慮するということがはっきりメモ書きにしております」（甲41・87頁）といった説明、さらには昭和63年売買の売却価格について、当時の佐賀県の担当者や知事の、「最終的にはこの干拓地への増反ということを考えまして、土地改良法を準用いたしまして、具体的に言いますと、農水省が増反者に払い下げる価格、十アール当たり二十五万円、それに圃場整備事業に対する負担金相当額十アール当たり二万三千元、これを加えました十アール当たり二十七万三千元ということで締結をしまして今議会にお願いをしているところでございます」「この漁業組合に対する売り払い代金の問題につきましては、やはり最終的には農林省が増反者なり、あるいは入植者に売る、それを標準としなくちゃならない・・・したがって、その土地改良法でまいますという、やはり現時点でも増反者二十五万円ということになるわけでございます、それに圃場整備が二万三千元ということで二十七万三千元ということに相なったわけでありまして、これは土地改良法にのっとってやりました場合は、やはり当然、農地代が二十五万円、それから圃場整備が二万三千元、こういうことになると。これは土地改良法にのっとった場合は当然である・・・」（甲43・82～83頁）といった説明に照らして極めて明らかである。

事実、国造堀の造成地については、「当初四十五戸の入植者と、増反六十一戸に配分される計画であった」（甲3・38頁）だったとされており、土地改良法に基づいて、個々の入植増反希望者に対して配分されることが予定されていたのである。

このような法的な位置付けや意味内容を含んだ「配分」について、原決定は、その法的な位置付けや意味内容を全く考慮することなく、「漁業補償として土

地を取得した場合、個々の組合員に対して当該土地の所有権を分配する方法だけでなく、当該土地を漁協等が一括管理して当該土地からの収益を個々の組合員に分配するという方法も合理的な手段」(原決定・17～18頁)などと不可解な理由によって、全く別物へと変容してしまっているのである。「入植増反」という語の形式的文言解釈としても、収益の分配を受けるという債権的な権利と解釈することとは整合せず、収益の分配を予定するのであれば、そのような文言で申し合わせるはずというべきである。

以上のとおり、原決定の判断は、およそ法的解釈論と評価するに値しないものであり、その誤りは明白である。

- 3 「本件各土地の配分手続きが当時土地改良法に従って行われたとは認められない」「このような本件各土地の配分手続きは、昭和63年売買により南川副漁協の個々の漁業者が本件各土地の共有持分権を取得することとは整合しない」との判示の誤り(原決定第3の1(1)ア(イ)(18頁))

原決定は、抗告人らが、上記のような昭和38年申合せにおける「配分」の法的な位置付けや意味内容を明らかにするために敢えて説明を加えていた土地改良法の手続きについて、上記のとおり判示しており、抗告人らの主張の意図にすら気づいていない。

抗告人らは、「本件各土地の配分手続きが当時土地改良法に従って行われた」などとは主張しておらず、昭和38年申合せ時には土地改良法に基づく「配分」が行われることが予定されていたこと(甲90参照)、そのため、「昭和38年申し合わせの合意内容の履行として行われた」昭和63年売買においても、土地改良法の手続きに準じて売買価格が決定されていることを主張しているのである。

原決定の理解は、あまりに浅薄で、稚拙というほかない。

- 4 昭和63年売買の売買契約書の当事者欄の記載、その後の佐賀県議会の議決及び所有権移転登記を根拠に南川副漁協が所有権を取得したことを強く推認さ

せるとし、他の漁協では漁協を経由して個々の組合員らの共有名義になっていることから、抗告人らの主張が説得的でないとの判示の誤り（原決定第3の1(1)イ（18～19頁））

昭和63年売買に関しては、契約代金がどのように支払われたのかなど売買契約としての実態が極めて不透明であるにもかかわらず、この契約書のみを論拠として契約の性質決定を行うのは不合理である。

また、南川副漁協と早津江・大詫間漁協とでは組合員数の規模が大きく違っており、それぞれ各組合員の共有名義とする困難性を異にするにも関わらず、この点を全く考慮していないのは不当である。

- 5 「早津江漁協、大詫間漁協及び広江漁協に対する国造堀の土地の売買は、昭和63年売買と同日に、同目的で行われたと考えられるから、昭和63年売買についても、国造堀の土地の所有権を取得したのは南川副漁協であるとするのが整合的」との判示の誤り（原決定第3の1(1)ウ（19頁））

原決定は、一方的に、早津江・大詫間漁協における権利移転が漁業補償としてなされているとの前提に立ち、同日・同目的で行われたはずの南川副漁協の土地の売買に関しても漁業補償としてなされていると考えるのが整合的であると説くが、早津江・大詫間につき漁業補償として権利移転がなされた判断には何らの根拠も示されておらず、その前提自体が誤っていると言わざるを得ない。

また、そもそも別個の契約について、形式が整合的であるとの理由をもって契約の性質決定を行うこと自体不合理である。

- 6 持分証券に関する判示について（原決定第3の1(2)ア（20頁））

原決定は、「持分証券の記載のみでは」抗告人らが共有持分権を有していると認めるに足りない、とだけ判示する。

しかし、本持分証券は、抗告人らが本件土地を現に所有していることを推認させる極めて重要な文書であるところ、原決定はその文書の意義について何らの具体的検討も行っていない。前述の2でも述べたとおり、その法的な位置付

けや意味内容を全く考慮していないと言わざるを得ない。

7 松田弁護士に関する判示について（原決定第3の1(2)イ（20頁））

(1) 原決定は、「覚書（甲56）は真正に成立したのではなく、同覚書に基づき本件各土地の当時の権利関係を推認することは困難である。」と判示する。

これについては、現在、真正に成立した覚書の入手を進めており、入手出来次第、本抗告審において書証として提出予定である。

(2) また、原決定は、「松田弁護士からの助言がされたのは有明海漁協の設立直前である平成19年3月28日であること、及び、松田弁護士による回答書（甲55）の内容によれば、同覚書は、有明海漁協の設立により南川副漁協が有明海漁協に組み込まれた後も国造堀60ヘクタールの土地の権利を南川副漁協の関係者のみが保持し続ける旨を有明海漁協に対して主張することを目的として作成されたものであると考えられることからすれば、同覚書が本件協議会の個々の会員が本件各土地の共有持分権を有することを裏付けるものとはいえない。」と判示する。

しかし、本回答書が合併の直前に作成されていること自体が、抗告人らの共有持分権を否定することになるというのはおよそ合理的ではない。

また、「同覚書（甲56号証）は、有明海漁協の設立により南川副漁協が有明海漁協に組み込まれた後も国造堀60ヘクタールの土地の権利を南川副漁協の関係者のみが保持し続ける旨を有明海漁協に対して主張することを目的として作成されたものである」と認定されているところ、これは、昭和63年売買の契約書面上で当事者とされている南川副漁協自体が、本件土地につき「土地の権利」たる共有持分権を各持分者が有していると認識していたことを認定したものにほかならない。そのことは覚書（甲56）に「乙（南川副漁協）は実体法上の所有者ではない」との文言にも明確にも表れている。そうであれば、実体として真の権利者が抗告人らであることは十分に推認されているのであって、抗告人らの共有持分権を否定するのは不合理である。

8 まとめ

以上のとおり、原決定は、「漁業補償」や「配分」について、極めて浅薄・素朴な理解を元に、原告人らの本件各土地に対する共有持分権を否定したもので、その判示には多数の誤りが含まれている。

第3 人格権に基づく差止め請求が認められること

原決定は、原告人らの「人格権が違法に侵害される具体的危険性は疎明されていない」と判示するが、以下のとおり、誤っている。

1 戦争時の被害について（原決定第3の2(1)（21頁））

原決定は、「日本国と諸外国との間で戦争が勃発し債権者らの生命・身体が侵害される具体的危険性が疎明されているとはいえない」（21頁）と判示する。

しかし、本件駐屯地が建設されれば相手国にとって攻撃目標となり、原告人らが主張している戦争に巻き込まれた場合の被害が生じる具体的危険が生じる。したがって、疎明されていないとはいえないというべきである。

3 平常時の被害について（原決定第3の2(2)（21～22頁））

原決定は、「オスプレイに欠陥があることや、再度オスプレイの墜落事故が生じる可能性が高いことについて疎明されているとはいえない」（同頁）と判示する。

オスプレイの欠陥については、相手方国が事故原因を含めて明らかにしていないことからして、欠陥があると推認すべきである。欠陥についてまで証明責任の負担を原告人らに負わせるのはおよそ現実的ではない。

「火を噴き旋回 急降下」と題された昨年11月29日の墜落事故後（甲85）、乗員が全員死亡するという凄惨な事故であったにもかかわらず（甲86）、約3か月程度というごく短期間の飛行停止が実施されただけで、「事故原因や再発防止策を住民にもしっかりと説明すること」（甲100）もないまま停止が

解除された。

上記報道でもオスプレイの重大事故の発生率が米空軍の全有人機の平均と比べ、著しく高いことが明らかにされており、「再度オスプレイの墜落事故が生じる可能性が高い」と言え、原決定の判示は、これまで繰り返されてきたオスプレイの事故経過を踏まえない、極めて浅慮な判示というほかない。

したがって、この点についても疎明されていないとはいえないというべきである。

第4 結語

以上に述べたとおり、原決定には誤りが多数含まれているから本件抗告審において必ず是正されなければならない。

以上